

幸手市しあわせ家族 ウェルカム補助金

補助額

10万円!!

新 築
建売住宅
中古住宅
すべてOK

【受付期間】

《 前期 》 令和7年(2025年)7月1日(火)～7月22日(火)

《 後期 》 令和8年(2026年)1月5日(月)～1月26日(月)

※令和7年度の事業予算額は300万円です(前期150万円、後期150万円を予定)。

※申請総額が予算額を上回ると予想される場合、抽選により交付候補者を決定します。

※抽選により交付候補者から外れてしまった場合、次回以降の申請はできません。

【要件】 **※以下の世帯要件および住宅要件のすべてを満たしている方が対象となります。**



～世帯要件～

①若者夫婦世帯であること（夫婦ともに申請年度の4月1日現在で40歳未満であり、同居している夫婦を含む世帯であること）。

②市外から令和4年4月1日以降に転入していること（住宅を取得する直前に夫婦ともに1年以上継続して市外に居住、住民登録をしていたこと）。

※市内転居世帯（市内のアパートから引っ越しされた世帯など）は対象外です。

③転入後、3年以上その住宅に居住する予定であること。

④世帯員全員が、市税を滞納していないこと。

～住宅要件～

①工事請負契約書または不動産売買契約書の契約締結日が令和4年4月1日以降であり、市内に初めて所有する住宅であること。

②新築または売買により取得した住宅であること（中古住宅、マンションを含む）。

③建築基準法、その他法令に基づき適正に建築された住宅であること。

④居住床面積が75㎡以上であること。

⑤申請者の名義で所有権保存登記または所有権移転登記をした住宅であり、申請日の時点で登記完了から1年以内であること。

【補助金額】 **最大10万円**

住宅取得価格(建物本体の税抜価格)の5%の金額を補助いたします。



【問い合わせ先】



〒340-0192 幸手市東4丁目6番8号

幸手市役所 総合政策部 政策課

(市役所本庁舎2階)

TEL 0480-43-1111 (内線242)

FAX 0480-43-3783

メ-ル seisaku@city.satte.lg.jp

幸手市シティプロモーションロゴマーク



このまちが好き 幸手市

【申請から交付までの流れ】

① 申請

○「令和7年度 幸手市しあわせ家族ウェルカム補助金（住宅取得補助金）」ウェブページ（<https://www.city.satte.lg.jp/soshiki/seisaku/torikumi/4/10031.html>）に掲載の電子申請システム「LoGoフォーム」からお申し込みください。
申込URL：<https://logoform.jp/form/5uhu/welcome2025A>
前期受付期間：令和7年7月1日(火)～7月22日(火)／後期受付期間：令和8年1月5日(月)～1月26日(月)

② 交付候補者のお知らせ

○申請時のメールアドレスへ抽選結果を通知いたします。ご確認をお願いします。
（予定時期）前期：令和7年7月25日(金)頃／後期：令和8年1月30日(金)頃
※抽選結果が通知されない場合は【問い合わせ先】（前ページ参照）までご連絡ください。

③ 書類の提出

○交付候補者となった方は、【申請方法】の「提出書類」欄にある書類一式を政策課窓口まで持参してください。（前期：令和7年8月22日(金)まで／後期：令和8年2月20日(金)まで）

④ 審査

○提出していただいた書類一式をもとに審査を行います。
補助金の交付要件を満たしていることを確認できた場合、交付決定通知書を郵送いたします。

⑤ 請求

○交付決定通知書と同封の「補助金交付請求書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

⑥ 振込

○「補助金交付請求書」を政策課で受領後、指定された口座への振込により補助金を交付いたします。

【申請方法】



書類提出先

幸手市役所 政策課（本庁舎 2 階）



受付時間

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（土日祝日及び年末年始を除く）



提出書類

※前期受付：令和7年8月4日(月)～8月22日(金)／後期受付：令和8年2月2日(月)～2月20日(金)

- ①申請者及びその配偶者が1年以上継続して市外に居住していたことが証明できる戸籍の附票（原本）
または住民票の除票の写し（原本）

※ 戸籍の附票 … 本籍地の市町村で取得できます。
※ 住民票の除票の写し … 従前の住所地の市町村で取得できます。

- ②申請者世帯全員の住民票の写し（原本）

※ 幸手市役所の市民課窓口で取得できます。
※「続柄」は記載を省略せず、「夫」及び「妻」の関係にあることを明記してください。
※「続柄」に夫妻の関係を明記されない場合は、婚姻関係を確認できる証明書等をご持参ください。
※ 本人や同一世帯員以外の方が「住民票の写し」を請求する際は委任状が必要になります。

- ③工事請負契約書または不動産売買契約書の写し

※ 原本も持参してください。

- ④建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

※ 新築住宅を購入された世帯のみで構いません

- ⑤建物の登記事項証明書（原本）

※ お近くの登記所（法務局、支局、出張所）で取得できます。
※ 幸手市の不動産登記管轄：さいたま地方法務局 久喜支局
〒346-0005 久喜市本町4丁目5番28号
TEL：0480(21)0215（代表）

【注意】各証明書を取得する際、有料となる場合があります。

提出書類に不備がある場合、補助金を交付することが出来ませんのでご注意ください。